申請者　 氏名

　（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

条例第５条第２項に規定する知事が別に定める基準を満たすために講ずる措置の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 設置禁止区域における太陽光発電施設の設置の許可の基準（告示） | 講ずる措置の内容（講ずる措置の内容等により基準を満たすと認められる旨の説明） |
| 一　太陽光発電施設の設置により、設置禁止区域において想定される土砂災害の発生を助長するおそれがないことが明らかであると認められること。 |  |
| 二　次のイ又はロのいずれかを満たすと認められること。イ　太陽光発電施設の構造等から、設置禁止区域において想定される土砂災害による当該太陽光発電施設の損壊等のおそれがないことが明らかであること。 |  |
| ロ　設置禁止区域において想定される土砂災害による太陽光発電施設の損壊等が生じた場合においても、太陽光発電事業を行う土地の区域が人家、学校、道路等から離れている等の理由により、人的被害、建物被害、避難経路の遮断、避難施設等への被害のおそれがないことが明らかであること。 |  |

（備考）上記について、設置禁止区域における太陽光発電施設の設置の許可の基準を満たす旨の説明を、できるだけ詳細に記載すること。

　　　　また、説明の根拠となる資料等があれば、添付すること。

　　　　なお、各欄の記載事項について、別葉としても差し支えない。